

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

大阪府都市整備部下水道室長

大阪府下水道施設防食補修工事施工業者登録制度の廃止について

平素は、大阪府流域下水道行政に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本登録制度につきましては、登録対象工法に対する事前確認及び施工業者の実績・施工資格等の審査を通じて品質等を確保することを目的として、平成14年より運用を行ってまいりましたが、準拠すべき基準（管きよ更生におけるガイドライン等）が整備された上に、全国的にも十分な施工実績があることから、本登録制度に基づかなくとも品質等の確保が行えるものと判断し、今年度末をもって本登録制度を廃止することといたしました。

制度の廃止に当たり、今後の運用については次のとおりといたします。

記

- 1 令和5年度については現行制度に基づく入札参加資格とし、登録に関する受付（新規及び変更を問わず）は実施しない。なお、有効期限が令和5年12月末までとなっている登録会社については、有効期限を令和6年3月末まで延長されたものとして取り扱う。
- 2 令和6年度から令和9年度においては、登録制度廃止後の経過措置として、現登録制度を踏襲した入札参加資格（施工実績若しくは施工資格）により入札を実施する。
- 3 令和10年度からの入札参加資格については、経過措置期間中の入札参加状況等も踏まえて定められたのち、改めて周知を行う。

問い合わせ先
事業課建設グループ 神原・永本
TEL：06-6944-6794（直）
Mail：gesuido-g27@sbox.pref.osaka.lg.jp